



独立第三者保証報告書

栄研化学株式会社殿

オンド株式会社(以下、オンド)は、栄研化学株式会社(以下、栄研化学)の委嘱に基づき、栄研化学によって作成された環境データに対して限定的保証業務及びレビュー業務を実施した。この保証報告書は、以下に示す業務範囲内に含まれる関連情報に適用される。

責任

“排出量算定データ”(期間:2025 年度)は栄研化学によって作成され、当報告書に示されている。

オンドの責任は、“排出量算定データ”がすべての重要な点において規準に準拠して作成されているかどうかについて限定的保証の結論を表明することにある。

オンドはオンドの定める検証手順及び「東京都総量削減義務と排出量取引制度における特定温室効果ガス排出量検証ガイドライン」(CDP における呼称:Tokyo

Emissions Trading Scheme)に準拠し、限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主に排出量算定データ上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続きと比較するとその種類と時期が多様であり、実施の範囲が狭くなる。その結果、限定的保証業務で得られる保証の水準は、合理的保証業務が実施されていた場合に得られたであろう保証よりも相当に低い。

オンドの実施した保証手続には、以下の手続きが含まれる。

- 栄研化学の担当者へのインタビューの実施
- 作成された報告書をまとめるために使用されたデータの収集及び集計プロセスとデータの対象範囲及び報告範囲の確認
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 栄研化学の定める規準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施

保証意見

上述の保証手続の結果、排出量算定データに記載されている指標が、全ての重要な点において、会社の定める規準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

独立性と品質管理

オンドは、環境に特化した独立の専門サービス会社であり、多数の上場企業向けに環境関連の支援を行っている。

オンドは東京都総量削減義務と排出量取引制度における利害相反の回避を遵守しており、公平性を損なう可能性や利害の抵触はない。

本保証業務に携わったチームは、知見や当該産業分野における経験、加えて本保証業務に関する力量基準に基づき構成されており、特定温室効果ガス排出量の検証主任者を含んでいる。

オンド株式会社
東京都千代田区丸の内1丁目9番2号
取締役 検証主任者 前田 久弥
2026 年 9 月 9 日



検証対象範囲の詳細

検証対象		検証範囲	検証数値
1	Scope1	栄研化学株式会社・栄研生物科技(中国)有限公司の事業活動に伴う、2025年度*1の期間の温室効果ガス排出量	2,081 tCO ₂
2	Scope2		207 tCO ₂ *2
3	Scope3 Category1		52,150 tCO ₂
4	Scope3 Category2		28,890 tCO ₂
5	Scope3 Category3		1,352 tCO ₂
6	Scope3 Category4		1,574 tCO ₂
7	Scope3 Category5		58 tCO ₂
8	Scope3 Category6		138 tCO ₂
9	Scope3 Category7		609 tCO ₂
10	Scope3 Category9		11,197 tCO ₂
11	Scope3 Category11		1,808 tCO ₂
12	Scope3 Category12		3,251 tCO ₂

※1: 栄研化学株式会社・栄研生物科技(中国)有限公司の 2025 年度: 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間

※2: マーケット基準